

令和元年第4回臨時会

津別町議会会議録

令和元年第4回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和元年 5月22日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和元年 5月29日 午前10時00分

閉会日時 令和元年 5月29日 午後0時2分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 佐 藤 久 哉

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	篠 原 眞 稚 子	○	○	6	渡 邊 直 樹	○	○
2	小 林 教 行	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	巴 光 政	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	佐 藤 久 哉	○	○
5	高 橋 剛	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	宮管玲	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	藤原勝美	○
総務課長	近野幸彦	○	生涯学習課長補佐	石川波江	○
総務課長補佐	丸尾達也	○	農業委員会事務局長	小野敏明	○
住民企画課長	森井研児	○	農業委員会事務局次長	迫田久	○
住民企画課長補佐	松木幸次	○	選挙管理委員会局長	近野幸彦	○
住民企画課長補佐	中橋正典	○	選挙管理委員会次長	宮脇史行	○
住民企画課長補佐	加藤端陽	○	監査委員会事務局長	齊藤昭一	○
保健福祉課長	小野淳子	○	監査委員事務局次長	宮脇史行	○
保健福祉課長補佐	千葉誠	○			
保健福祉課長補佐	仁部真由美	○			
産業振興課長	小野敏明	○			
産業振興課長補佐	迫田久	○			
産業振興課長補佐	小泉政敏	○			
建設課長	石川篤	○			
建設課長補佐	石川勝己	○			
会計管理者	五十嵐正美	○			
総務課庶務係長	菅原文人	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	齊藤昭一	○	事務局臨時職員	安瀬貴子	○
総務係長	小西美和子	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 高橋 剛 6番 渡邊 直樹
2			会期の決定	5月29日 1日間
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	承認	1	専決処分の承認を求めることについて (損害賠償の額を定めることについて)	
6	〃	2	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度津別町一般会計補正予算 (第8号)について)	
7	〃	3	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度津別町国民健康保険事業特別 会計補正予算(第6号)について)	
8	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度津別町後期高齢者医療事業 特別会計補正予算(第2号)について)	
9	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度津別町介護保険事業特別会 計補正予算(第6号)について)	
10	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (平成30年度津別町下水道事業特別会 計補正予算(第5号)について)	
11	議案	23	津別町税条例等の一部を改正する条例の 制定について	
12	〃	24	過疎地域における固定資産税の課税の特 例に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	25	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	26	津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	27	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	28	契約の締結について（上里地区導水管更新工事（その1））	
17	〃	29	契約の締結について（上里地区導水管更新工事（その2））	
18	〃	30	財産の取得について（津別中学校授業用パソコン及び周辺機器等）	
19	〃	31	財産の処分について（町有林立木）	
20	〃	32	令和元年度津別町一般会計補正予算（第1号）について	
21	報告	4	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
22	〃	5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより令和元年第 4 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
5 番 高 橋 剛 君 6 番 渡 邊 直 樹 君
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。
○事務局長（齊藤昭一君） これから諸般の報告を申し上げます。
本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部異動がある場合があることをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第4回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第3回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、第2期津別町障がい者計画の期間についてであります。平成31年度町政方針において、福祉のまちづくりの中で、障がい者福祉について「第2期津別町障がい者計画（平成29年度から31年度）」に基づき、障がい者福祉の充実強化に努めていくとしていましたが、この「障がい者計画」の期間について、今後策定される「第6次総合計画」との整合性を図るため、障がい者計画の期間を1年延長し令和2年度までとすることが津別町障害者地域自立支援協議会において承認されましたので、修正するものであります。

次に、ふるさと納税についてであります。平成30年度1年間の寄附の状況につきましては、2,304件、4,832万円で前年度の2,254件、1億296万5,000円と比較し、件数は増となりましたが、金額が大幅減となったところであります。総務省通達に基づき、返礼率を3割以下としたことが減要因の一つと考えているところですが、その

中でも、件数が前年を超えることができたのは、本町を選択していただいた多くの方のおかげであり、改めて感謝する次第です。

6月からは新制度が始まり、総務省から指定を受けた自治体がふるさと納税制度を利用できるようになり、本町も指定されたところでもあります。今後も新制度の範囲内で創意工夫を行いながら、引き続き寄附の拡大に努めてまいります。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。3月20日に秋保マサ子様、5月25日に大串サク様が100歳の誕生日を迎えられましたことから、今後ともますますのご健勝を願い、記念品を贈り祝意を表したところでもあります。

次に、まちづくり会社設立についてであります。3月22日に株主38名が出席し創立総会が開催され、同月28日に法人登記を行い、同日付での設立となりました。最終的な出資金額は個人、法人等よりあわせて72件あり805株、額面にして4,025万円となっております。社名を「北海道つべつまちづくり会社」とし、代表取締役の前副町長であります竹俣信行氏が就任されました。

会社設立の準備段階から現在に至るまで、庁舎内地方創生係の執務室にて業務をしておりましたが、6月より道東テレビが運営する、幸町にありますコワーキングスペースJIMBA内に新たに事務所を構えることとなりますので、ご報告申し上げます。

次に、地域おこし協力隊についてであります。4月8日に認知症グループホームにおける活動が中心となる鈴木仁さんが着任されました。既にグループホームほのぼのにおいて介護員として任務についており、今後の活動に期待するところです。

今後とも地域おこし協力隊の制度の活用とともに、隊員の永住に向けて支援してまいります。

次に、交通安全推進運動についてであります。4月10日、町民会館において、事業所や自治会関係者など町内全域から180人ほどの参加を得て、交通安全推進町民大会を開催いたしました。

この大会において、町民による交通死亡事故ゼロ日運動と町内における交通事故死ゼロ日運動の目標をいずれも500日と確認し、目標達成に向け、関係機関はもとより町民の皆さまとともに運動を展開し、悲惨な交通事故のない明るいまちづくりに努めてまいります。

次に、木材工芸館のリニューアルオープンについてであります。4月20日、関係者の出席を賜りましてリニューアルオープンセレモニーがとり行われました。木材工芸館は、昭和59年9月、愛林の町のシンボルとして原生林のジオラマコーナーなどを備え開設したのですが、ジオラマは残しながら大型複合遊具を設置、野外には噴水を整備し、親子連れ、地域住民、観光客みんなが楽しめる憩いの場としたものです。愛称は、土田陸翔君が考えた「キノス」としました。大型連休には、町民はもとより町外からもたくさんの利用者があり、歓声が響いておりました。

子どもたちが多く楽しめる場所として維持管理に努めるところであります。整備にあたりまして、ご寄附いただきました皆さまに改めて感謝申し上げます。

次に、津別町民の森ネイチャーセンターのオープンについてであります。4月26日、関係者の出席を賜りましてオープンセレモニーがとり行われました。道内唯一の森林セラピー基地を中核とし、自然環境保護活動と自然環境・地域資源を生かした観光の拠点施設とし、イベントの開催やカフェ・売店、アクティビティーツアーデスクを設置し、愛林のまちにふさわしい施設が完成したところです。オープンにはオホーツク観光大使である音楽デュオ「ホラネロ」の津別移住と指定管理者のNPO法人森のこだまの活動が発表され、お2人でのミニコンサートが行われました。今後の津別での活動に期待するところです。

なお、ネイチャーセンターは6月16日グランドオープンを予定しており、記念イベントを開催し、活動を本格化させることとしております。ランプの宿森つべつと相乗効果により町民・観光客の癒しの空間となることを期待するものです。

次に、強風による被害についてであります。5月20日から21日にかけて最大瞬間風速22.1メートルを観測する強風が町内全体にみられました。これにより、空き家や物置の屋根のトタンが飛ぶなどにより、両日で8件、消防の出動があったところです。

また、農作物等の被害につきましては、21日に農協、農業改良普及センター美幌支所、日甜美幌製糖所津別原料事務所及び町で調査を行った結果、71戸、約250ヘクタール（ビート154ヘクタール、玉ねぎ41ヘクタール、馬鈴薯38ヘクタール、デントコーン14ヘクタール他）に被害が及び、過去に例がない規模となりました。この結果、葉及び茎が強風に伴う土砂により埋没及び損傷したビートは再生する可能性が低く、

一部圃場では廃耕となっております。また、玉ねぎ、デントコーンなどは穂が折損するなどの被害を受け、病害による減収の恐れがあります。農業用施設では、牛舎の屋根の破損が3棟、農機具庫の屋根の破損が5棟、ビニールハウスのビニールの破損が6件15棟ほど発生しております。

今後は、病気の発生を抑え被害を最小限に止めるよう、各関係機関と連携を図り対応してまいります。

なお、今議会におきまして専決処分の承認、条例改正等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第1号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることにつきまして内容の説明を申し上げるとともに、お詫びを申し上げたいと存じます。

この専決処分は、道路維持管理業務を委託しております協同組合道路管理センター職員が運転しておりました町有車両に起因する物損事故につきまして、損害賠償の額を定め地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

議案書をめくっていただきたいと思います。専決処分第9号をご覧いただきたいと思います。専決処分の理由につきましては、特に緊急を要するため議会を招集する時

間的余裕がないため専決処分を行ったものであります。

賠償の理由といたしましては、平成 30 年 12 月 28 日 14 時ごろ、道路管理センター職員がショベルローダーに給油するため計量器に向かって後退したところ、スタンド内の洗車場から後退して出てきた相手車両が左側後方にいることに気づかず接触し、相手車両の運転席側を破損させたものであります。

賠償の金額につきましては 41 万 8,916 円であります。賠償の相手方につきましては、町内在住の議案書記載の方であります。

この物損事故につきましては、平成 31 年 4 月 1 日、損害額が確定したことにより専決処分をさせていただき、相手方と物損賠償に係る承諾書を取り交わし、示談が成立したものであります。この事故につきましては、加入する保険会社より損害賠償金額全額を直接両者に支払うことになることから、実際に町の支出が発生しないことを申し添えさせていただきます。

今回の事故につきましては、注意していれば十分防げた、起き得なかった事故でありまして、相手の方にご迷惑をおかけしましたことにつきましてお詫びを申し上げたいと思います。また、交通安全につきましては、日頃より注意を促してきたところですが、今回、このような事故を起こし、ご迷惑をおかけすることになりましたことにつきまして、お詫びを申し上げるとともに、改めて職員はもとより委託している協同組合道路管理センターにも安全運転につきまして徹底するよう指導してまいりたいと存じますので、本件につきましてはご承認賜りますようお願い申し上げます。

まことに申し訳ありませんでした。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 1 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度津別町一般会計補正予算（第8号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（松木幸次君） ただいま上程となりました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度津別町一般会計補正予算（第8号）について）説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページになります専決処分書のとおり各歳入の確定を基本とする補正及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金とプレミアム付商品券事業の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためとさせていただきます。

実際の内容といたしましては、各歳入の確定及びそれらに関する各事業費の精査を基本に歳出の精査を行い、財源調整により一般財源剰余金を基金への積み立てを行うことで補正予算を組み立て、さらに国の第2次補正予算に関する高齢者施設の非常用自家発電設備の整備に際して補助する地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と、本年10月からの消費税引き上げに伴う消費への影響緩和対策として実施されますプレミアム付商品券事業の事務費を追加し、3月29日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものです。

補正の内容につきましては、資料の事項別明細書で説明をいたしますが、単なる事業費の確定または収入の確定による精査につきましては、主なものについてのみ説明とし、財源内訳のみの補正につきましては説明を省略させていただきますので、ご了承

承いただきますようお願いいたします。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ8,838万9,000円を追加し、予算の総額を60億8,283万1,000円とするものであります。

第2項及び第2条以下につきましては後ほど説明をさせていただきます。

資料の事項別明細書は歳出から説明をいたしますので25ページから26ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費の財政調整基金積立金は一般寄附金10万円と一般財源剰余金1億円を積み立てるもので、合わせて1億10万円の増額です。公共施設等整備基金積立金は、特公賃住宅の住宅使用料と駐車場使用料は公共施設等整備基金に積み立てをすることとしておりますので、精査により358万6,000円の増額と基金利息で1万4,000円の減額、一般財源剰余金2,809万4,000円を積み立てるもので合わせて3,166万6,000円の増額です。

次に27ページの項2地域振興費の目1企画総務費ですが、29ページから30ページをお開きください。地域振興基金積立金は教育費指定寄附で10万円、消防費指定寄附で100万円と一般財源、剰余金1億円を積み立てるもので合わせて1億110万円の増額です。ふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税の積み立てで、当初予算では寄附金を8,000万円と見込んでいたところですが、最終的には4,832万円と多くの寄附をいただいたところでありましたが、見込みを下回ったところで、基金への積み立て分で2,217万6,000円の減額です。

次に、37ページから38ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で下段のほうになりますが地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金経費は、国の第2次補正予算で高齢者施設等の防災、減災対策を推進するもので、認知症高齢者グループホームほのぼのの非常用自家発電設備の整備に対する補助で539万6,000円の増額です。なお、この経費につきましては全額国費で措置され、繰越明許費とするものです。39ページから40ページをお開きください。社会保障事業基金積立金は、地方消費税交付金のうち増税分である社会保障財源分について額が確定したことにより552万8,000円の増額で、30年度の最終交付額は前年比1.6%増の4,162万8,000円となりました。国民健康保険事業特別会計繰出金は573万4,000円の減額、

介護保険事業特別会計繰出金も 226 万 9,000 円の減額です。プレミアム付商品券事業は、本年 10 月からの消費税引き上げによる低所得者、子育て世帯の消費に与える影響緩和、消費喚起対策として実施されるものですが、30 年度分の事務費の割り当てがあり 66 万 7,000 円の増額です。この経費についても全額国費で措置され、繰越明許費とするものです。次に、43 ページから 44 ページをお開きください。中段の目 8 後期高齢者医療費は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金で 4 万 6,000 円の減額です。

次に 47 ページから 48 ページをお開きください。款 4 衛生費、項 1 保健衛生費の目 3 環境衛生費において、下水道事業特別会計繰出金で 1,441 万円の減額です。これ以降につきましては、すべて歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをお開きください。

歳入につきましては実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたします。まず款 1 町税は 3,345 万円の増額です。そのうち項 1 町民税は現年課税分で個人は 1,942 万 4,000 円の増額、法人は 454 万 5,000 円の増額です。項 2 固定資産税は現年課税分で 1,173 万 1,000 円の増額です。項 3 軽自動車税は現年課税分で 22 万 1,000 円の減額です。項 4 町たばこ税は 201 万 4,000 円の減額。項 5 入湯税も 18 万 9,000 円の減額です。前年度との比較では、軽自動車税で前年度の額を若干上回ったところですが、そのほかは前年度の額を下回ったところがあります。

款 2 地方消費税は 785 万 4,000 円の増額です。

5 ページから 6 ページをお開きください。中段の款 6 地方消費税交付金については 1,411 万 3,000 円の増額で、最終的に前年比 1.6%増の 1 億 571 万 3,000 円の交付となりましたが、そのうち 4,162 万 8,000 円が社会保障財源分、いわゆる消費税増税分として社会保障事業基金に積み立てをするもので社会福祉や保健衛生などの社会保障施策の事業の財源とするものであります。

款 7 自動車取得税交付金は 296 万 6,000 円の増額です。

款 9 地方交付税は 7,963 万 4,000 円の増額で、すべて特別交付税です。特別交付税の平成 30 年度の交付確定額は 1 億 9,963 万 4,000 円、前年比 8.0%増で交付額では 1,475 万 2,000 円の増となったところです。要因といたしましては緊急防災、減災事業

に要する経費として地域防災計画ハザードマップ関連経費の増によるものです。

款 11 分担金及負担金は 35 万円の増額で項 2 負担金、目 1 民生費負担金の老人福祉施設入所者徴収金で 52 万 7,000 円の増額。

7 ページから 8 ページになりますけれども、目 2 衛生費負担金の生ごみ処理費負担金は大空町から搬入される生ごみの広域処理費用の負担金で実績減により 16 万 6,000 円の減額です。

款 12 使用料及手数料は 595 万 7,000 円の増額で項 1 使用料、目 5 土木使用料の住宅使用料で 669 万 2,000 円の増額、目 6 教育使用料で農業者トレーニングセンター使用料等の増によるものでございます。項 2 手数料は 146 万 5,000 円の減額で、9 ページとなりますが、目 2 衛生手数料のし尿収集、ごみ処理手数料などの減によるものです。

款 13 国庫支出金は 1,277 万円の減額で対象事業費の事業費確定によるものが主であります。11 ページから 12 ページをお開きください。目 2 民生費国庫補助金の 2 行目地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金と、その 5 行下のプレミアム付商品券事業は歳出と同額の増額です。

款 14 道支出金についても対象事業費の事業費確定によるものが主で 91 万 8,000 円の増額ですが、13 ページから 14 ページをお開きください。項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金の地域づくり総合交付金は、クマヤキハウス建設事業に交付決定をされたもので 2,060 万円の増額です。

15 ページから 16 ページをお開きください。款 15 財産収入は 1,403 万 2,000 円の増額で 17 ページから 18 ページをお開きください。項 2 財産売払収入、目 1 生産品売払収入で町有林の素材売り払いなどで 1,300 万 7,000 円の増額です。

款 16 寄附金は 3,048 万 1,000 円の減額で、目 1 一般寄附金は 1 件 10 万円の寄附ですが当初予算がありまして 9 万 9,000 円の増額です。目 2 総務費寄附金は、ふるさと納税分で 3,168 万円の減額です。目 4 教育費寄附金は 1 件の指定寄附で 10 万円の増額。目 5 消防費寄附金も 1 件の指定寄附で 100 万円の増額です。

款 17 繰入金の目 1 基金繰入金は、各対象事業費の精査で 5,577 万 4,000 円の減額です。

款 19 諸収入は 1,997 万 1,000 円の増額です。19 ページから 20 ページをお開きくだ

さい。項4受託事業収入は国営農地再編換地推進業務などで420万4,000円の減額です。項5雑入、目6雑入は2,488万9,000円の増額ですが21ページから22ページをお開きください。雑入の最後の項目でありますその他は、平成29年の台風21号通過による町有林の雪害に対する森林保険金として2,204万9,000円のほか臨時的な雑収入合わせまして2,329万円の増額です。

款20町債は690万円の増額で目1総務債の相生・本岐テレビ共同受信施設大規模改修事業は新規追加で700万円の増額です。その他6件の事業につきましては起債額を変更するものです。歳入の説明は以上となります。

補正予算の条文にお戻りください。第1条、第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものです。

第2条の繰越明許費補正は3ページほどめくっていただきまして、第2表繰越明許費補正のとおり地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金経費とプレミアム付商品券事業について追加をするものです。

補正条文になりますが、第3条の地方債補正は第3表地方債補正のとおり追加は1事業で相生・本岐テレビ共同受信施設大規模改修事業、変更は庁舎等建設事業ほか5事業において限度額を変更するものです。

以上、内容の説明といたしますのでご承認くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において道支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるもの、また歳出では保険給付費等の確定を主なものとする補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

条文をご覧ください。平成30年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）条文の第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,787万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,318万2,000円とするものです。

なお、このたびの専決補正につきましては、主に道支出金等の歳入の確定、さらに支出では事業完了による保険給付費等の精査となっております。主なもののみ内容を説明させていただきますので、あらかじめご了承お願いいたします。

はじめに歳出から説明をさせていただきます。9ページ、10ページをご覧ください。款1総務費、目1一般管理費では給与費と総務一般事務経費の精査によりまして99万

9,000 円の減額です。11 ページ、12 ページをお開きください。目 2 連合会負担金は 29 万円の減額です。項 2 徴税费、目 1 賦課徴収費は国保税徴収業務で 14 万 5,000 円の減額。目 2 滞納処分費で 1 万円の減額です。13 ページ、14 ページをお開きください。項 3 運営協議会費、目 1 運営協議会費は報酬、旅費、需用費あわせて 8 万 6,000 円の減額をしております。項 4 趣旨普及費、目 1 趣旨普及費では 1 万 4,000 円の減額。

款 2 保険給付費、目 1 療養費では療養給付費の確定に伴うもので、目 1 一般被保険者分で 6,938 万 4,000 円の減、14 ページ下から 16 ページになりますが退職被保険者等療養給付費では 343 万 2,000 円の減額。目 2 高額療養費は自己負担限度額を超えた部分に対する負担ですが、一般被保険者分、退職被保険者等高額療養費分、17 ページ、18 ページの一般被保険者高額介護合算療養費、退職被保険者等高額介護合算療養費分を含めまして 566 万 9,000 円を減額するものです。目 3 移送費では、利用実績がありませんでしたので、一般被保険者、退職被保険者分を合わせまして 3 万 1,000 円を減額しております。目 4 出産育児諸費では、出産育児一時金として 4 名の支出となりましたので次の 19 ページ、20 ページの支払手数料も含めまして 265 万 4,000 円の減額です。次の目 5 葬祭諸費では、6 件の実績がありまして 42 万円の減額となっております。

次に 21 ページになります。款 6 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費は 23、24 ページにわたりますが、事業完了により全体で 174 万 8,000 円の減額。項 2 保健事業費は 109 万 9,000 円の減額で各種検診助成事業の委託料で 25、26 ページとなりますが簡易脳・心血管ドックの助成事業につきましては、延べ 58 人の受診となりまして事業完了により 65 万 2,000 円の減額を行うものです。

款 8 公債費は 5 万 1,000 円の減額。

款 9 諸支出金では 16 万円の減額で、いずれも事業完了精査による補正となっております。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページをご覧ください。款 1 国民健康保険税につきまして目 1 一般分の増、目 2 退職分の減額、それぞれ額の確定により総体で 302 万 1,000 円の増額となります。

下段の款 2 道支出金は、項 1 道補助金の確定によりまして 7,454 万 2,000 円の減額です。

次に、3ページ下から5ページ、6ページになります。款3財産収入は、基金積立金利子が1,000円の増額。

款4繰入金は、目1一般会計繰入金、事業精査によりまして573万4,000円の減額、項2基金繰入金は1,127万6,000円の減額としたものです。

款6諸収入は、項1延滞金、加算金及過料で12万9,000円の減、項2雑入では78万2,000円の増額で、目2一般被保険者第三者納付金で44万1,000円の増額。国保連合会からの交通事故の第三者納付金が納付されたことによるものです。

それでは、はじめの第1表に戻っていただきたいと思います。ただいま申し上げましたそれぞれの補正額の款、項ごとに整理させていただいているものです。

以上、専決補正につきましてご説明申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）を

議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、主に保険料、繰入金、諸収入等の額の確定による補正でありまして、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

条文をご覧ください。平成30年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）条文の第1としまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ128万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,955万8,000円とするものであります。

それでは歳出からご説明させていただきます。5ページ、6ページをお開きください。款1総務費の目1一般管理費につきましては、総務一般事務経費の委託料、旅費、負担金の精査によりまして合計で36万1,000円の減額、項2徴収費では後期高齢者医療保険料徴収業務において需用費、役務費、旅費の事業確定により合計で13万円の減額です。

7ページ、8ページをご覧ください。款2後期高齢者医療広域連合納付金は目1後期高齢者医療広域連合納付金の確定によりまして69万5,000円の減額です。

次に、款3諸支出金では、目1保険料還付金、目2還付加算金についてあわせて10万2,000円を減額するものです。

続いて歳入になります。3ページ、4ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料について保険料額が確定し、目1の特別徴収保険料、目2普通徴収保険料全体で74万円の減額となったところです。

款2の繰入金では、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金4万6,000円の減額。

款4諸収入では、項1の受託事業収入、目1の後期高齢者医療広域連合受託事業収入の確定によりまして39万8,000円の減額。項2延滞金、加算金及過料は1,000円の

減額です。項3償還金及還付加算金で10万2,000円の減額、項4雑入については収入額なく1,000円の減額であります。

それでは第1表に戻っていただきたいと思えます。ただいま申し上げましたそれぞれの補正額を款、項ごとに整理をさせていただいたものです。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） それでは、ただいま上程となりました承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度津別町介護保険事業特別会計

補正予算（第6号）について）ご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、歳入において保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金等の額の確定により精査を行い、また歳出では保険給付費等の確定を主なものとする補正であります。

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

平成30年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）の条文の第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ657万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,063万3,000円とするものです。

初めに歳出のほうからご説明申し上げます。今回の補正につきましては、事業の確定によるもので、主なものについてご説明申し上げます。7ページ、8ページをご覧ください。款2保険給付費では、要介護、要支援の認定を受けた方が利用した介護サービス給付費となりますが、事業の確定により項1、目1介護サービス給付費では、198万9,000円の減額、目2施設介護サービス給付費で161万6,000円の減額、目3福祉用具購入給付経費で46万6,000円の減額、目4居宅介護住宅改修給付費で114万1,000円の減額、9ページ、10ページをご覧ください。目5居宅介護サービス計画給付費で52万8,000円の減額、目6地域密着型介護サービス給付費は146万8,000円の減額です。項4、目1高額介護サービス費で76万6,000円の減額。11ページ、12ページをご覧ください。項5、目1高額医療合算介護サービス費で154万1,000円の減額、項6、目1特定入所者介護サービス費では52万5,000円の減額となっております。保険給付費の減額につきましては、居宅介護サービス給付費では、通所介護、短期入所者生活介護、施設介護サービス費では介護老人保健施設の利用見込み減、地域密着型では認知対象型共同生活介護、定期巡回、随時対応型訪問介護看護の利用の見込み減によるものです。

款3地域支援事業費では、高齢者が要支援状態、または要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている事業であります。

補正の内容につきましては、事業内容の確定によるもので項1、目1サービス事業費で161万6,000円の減額で訪問型通所型サービス利用見込み減によるものです。13ページ、14ページをご覧ください。項2、目1、一般介護予防事業費163万8,000円の減額で、委託料の減が主な理由であります。17ページ、18ページをお開きください。目4地域包括支援センター運営費で16万4,000円の減額、19ページ、20ページをご覧ください。目5任意事業費で80万4,000円の減額となります。

23ページ、24ページをお開きください。款4基金積立金、項1、目1基金積立金で799万4,000円の増額です。こちらは平成30年度の介護給付費の国庫負担金175万6,362円、介護給付費道負担金3万3,320円、介護給付費支払基金交付金267万7,015円、地域支援国庫負担金167万8,350円。道費負担金99万401円、地域支援事業支払基金85万7,850円の超過金を返還するための積み立てとなっております。

款5諸支出金で11万6,000円の減額補正となっております。平成30年度の介護保険サービスの利用状況などにつきましては、ただいま担当が整理しておりますので6月に予定しております所管の常任委員会で報告させていただくことを予定しております。

続いて歳入にお戻りいただきたいと思っております。3ページ、4ページをお開きください。保険料精査によるもの、事業確定に伴う補正となっております。款1保険料では4万1,000円を減額し、款2国庫支出金、項1、目1介護給付費負担金で31万1,000円の減額。項2、目1調整交付金で595万2,000円の増額。内訳では介護給付費分で500万9,000円、地域支援事業分で94万3,000円となっております。目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で55万9,000円の増額。目3地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で4万3,000円の増額。目4介護保険事業補助金で33万9,000円の増額。

款3支払基金交付金、項1、目1介護給付費交付金で6万8,000円の減額。目2地域支援事業交付金で2万円の減額となっております。

款4道支出金、項1、目1介護給付費負担金では120万5,000円の減額。項1、目1地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で34万9,000円の増額。目2地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で2万1,000円の

増額。

5 ページ、6 ページをご覧ください。款6繰入金、項1、目1介護給付費繰入金で127万2,000円の減額、目2地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）で45万5,000円の減額。目3地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業外）で20万2,000円の減額。目4その他一般会計繰入金で33万9,000円の減額。目5低所得者保険料軽減負担金で1,000円の減額補正となります。項2、目1基金繰入金で1,002万5,000円の減額補正となります。実績につきましては、保健不足分305万2,840円、平成29年度返還金分として463万4,135円、平成30年補助の不足分として2,025円となります。

款8諸収入、項1、目1第1号被保険者滞納金、項2、目1滞納処分費でそれぞれ1,000円の減額。目2雑入で10万5,000円の増額としたものです。

それでは第1表に戻っていただきまして、ただいま説明いたしました内容を款、項、目ごとに整理をさせていただいたものです。

以上、専決補正についてご説明申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎承認第 6 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（石川 篤君） ただいま上程となりました承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて、専決処分第 8 号 平成 30 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について説明申し上げます。

この専決につきましては、3 月 29 日付をもって地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求めるものであります。

専決の理由につきましては、分担金、使用料及び繰入金の額の確定による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないためです。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,470 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 3 億 5,408 万 3,000 円とするものです。

補正内容につきましては、主なものについてご説明いたしますので歳出の 5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきましては、財源内訳のみの補正です。

款 2 特環下水道費、項 1 施設管理費、目 1 管渠管理費においては 516 万 3,000 円の減額で、主なものは管渠管理経費、節 15 工事請負費において公共汚水柵設置工事 248

万 4,000 円の減額。マンホール内ポンプ管理経費は 125 万円の減額。7 ページ、8 ページをお開きください。目 2 処理場管理費において 499 万 2,000 円の減額。

款 3 個別排水費、項 1 個別排水管理費、目 1 個別排水管理費において 390 万円の減額。内訳は 11 需用費、修繕料で 160 万円の減額、9 ページ、10 ページをお開きください。節 12 役務費において手数料 130 万円の減額、13 委託料において 100 万円の減額となります。項 2 個別排水整備費、目 1 個別排水整備については、工事請負費で 64 万 8,000 円の減額となります。

歳入について説明いたします。3 ページ、4 ページをお開きください。款 1 分担金及負担金、項 1 分担金、目 1 下水道受益者分担金で 10 万円の減額。

款 2 使用料及手数料、項 1 使用料 19 万 3,000 円の減額。

款 4 繰入金につきましては、歳入歳出の精査確定に伴い一般会計繰入金を 1,441 万円減額するものです。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款、項の区分に整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、原案につきましてご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 23 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（中橋正典君） ただいま上程となりました議案第 23 号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

説明資料の 1 ページをご覧ください。平成 31 年度の税条例の改正については、社会経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する点などから地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令などの施行に伴い、津別町税条例等の一部を改正するものです。

改正の概要として、条例ごとに改正の内容を一覧表にしましたが、改正内容が多岐にわたりますので、総括的な事項として主な点について簡単に説明させていただきます。（1）消費税率引き上げに係る軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減ですが、消費税率の引き上げに伴う軽自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間に排出ガス性能及び環境性能に優れた環境負荷の少ない自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を 1 %分軽減することとなりました。また、軽自動車税の種別割のグリーン化特例の見直しについては、環境性能割が軽自動車に導入されることを契機に、その適応対象を電気自動車と天然ガス自動車に限定することとなりました。ただし、消費税率引き上げに配慮し、現在の措置を 2 年延長した上で令和 3 年 4 月 1 日以後に初回新規登録または最初の新規検査を受けた軽自動車からこの見直しが適用となります。

（2）ふるさと納税制度の見直しですが、平成 31 年度与党税制改正大綱において、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより、全国各地の地域活性化につなげるため、過度な返礼品を送付し制度の趣旨をゆがめているような地方公共団体については、ふるさと納税の対象外にす

ることができるよう制度の見直しを行うこととなりました。具体的には、地方公共団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、ふるさと納税の対象となる寄附金は、基準に適合する地方公共団体を総務大臣が指定するとして、寄附金の募集を適正に実施すること、返礼品を送付する場合には、返礼品の返礼割合を3割以下にすること。返礼品を地場産品とすることのいずれも満たすこととなりました。総務大臣は、指定をした地方公共団体が基準に適合しなくなったと認める場合には、取り消すことができることとなります。

(3) 住宅ローン控除の拡充に伴う措置について、これも10月の消費税率の引き上げにあたり、平成31年度与党税制改正大綱において前回の平成26年4月の消費税率引き上げの際には、駆け込み需要と反動減といった大きな需要変動が生じ、景気の回復力が弱まることとなったという経験を踏まえ、需要変動の平準化に向けた措置として、所得税において平成32年末までの間、消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し13年とすることとされました。住宅ローン控除については、所得税額から控除しきれない額は、控除限度額の範囲内で翌年度の個人住民税から控除することとされています。今回の改正における適用年の11年目から13年目までの各年度分の住宅ローン控除について、所得税から控除しきれない額についても現行制度と同じ控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずることとしました。

(4) 個人住民税の非課税措置について、個人住民税については、前年の合計所得金額が125万円以下の障がい者、未成年者、寡婦に対し非課税措置が講じられています。これはみずからの生活の資金を得ることができず、他人に扶養され、あるいは他人の経済的援助によって生活を維持している方のように、税金を納めることができない、あるいは税金をなかなか納めることができない方にまで負担を求めることは適当でないとの趣旨で設けられているものです。

今回の税制改正において、子どもの貧困に対応するため、この個人住民税の非課税措置の対象に平成33年度以後の個人住民税から前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を加えることとしました。単身児童扶養者とは、児童扶養手当法に規定する一定の児童について、児童扶養手当を受けている当該児童と生計を共にする父

または母のうち婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない一定の人、これは婚姻の届け出をしていないが事実上、婚姻関係と同様の事情にある場合を含むとされています。

次に、条例改正の概要について1ページから4ページまで、それぞれ条文ごとにまとめたものになりますが、施行日の記載がない条文は原則として公布日から施行とし、平成31年4月1日からの適用となります。

5ページからの新旧対照表をご覧ください。改正条文の条ごとに新旧対照表を作成しています。主な事項のみ抽出して説明させていただきます。

まず、第1条の改正文ですが5ページの第34条の7、6ページ附則第7条の4から8ページ、附則第9条の2まで、ふるさと納税の寄附金税額控除について法律改正にあわせるものです。

8ページから10ページ。附則第10条の2、第5項から第26項まで、法附則第15条第2項第1号及び第10項について法律の改正にあわせて整理するものです。

10ページ、附則第10条の3、第6項から12ページ第12項まで、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について、政令改正等にあわせるものです。

12ページから14ページまで、附則第10条の4は、平成28年度熊本地震に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等について、法規定に合わせて新設するものです。

14ページ、附則第16条第1項から17ページの第4項まで軽自動車税のグリーン化特例について、3段階で改正するもので、17ページ、附則第16条の2第1項の軽自動車税の賦課徴収の特例については、附則第16条の規定に伴い3段階で改正するものです。

19ページから第2条分になりますが、第36条の2は町民税の申告書、記載事項の簡素化、第36条の3の2、20ページの第36条の3の3は、単身児童扶養者の扶養親族記載書、記載事項の追加であります。

21ページ。附則第15条の2、第1項で軽自動車税の環境性能割で非課税とする臨時的軽減の規定を新設。第15条の2の2は附則第15条2を新設したことによる条ずれ

と、法律改正に合わせて新設。

23 ページ第 16 条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について平成 32 年度分及び平成 33 年度分を新設、25 ページの附則第 16 条の 2 は、第 2 条改正で新設するものです。26 ページからの第 3 条分では第 24 条第 1 項第 2 号で、単身児童扶養者の非課税措置の対象の追加。第 16 条では平成 34 年度分及び平成 35 年度分の対象を電気自動車等に限った上での新設となります。

28 ページからの第 4 条分では、附則第 15 条の 6 第 2 項で、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、平成 31 年 10 月 1 日から税率を 1 % 減とする臨時的軽減既定の新設です。

32 ページからの第 5 条分では、法人の町民税の申告納付について、申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合について規定の整備をするものです。

続いて議案の条文をご覧ください。

改正条文につきましては、新旧対照表の内容について条文化したものでありますので、条文の説明は省略させていただきますが、条文の後ろから 2 枚目、表面からの改正附則について説明します。第 1 条の施行期日につきましては公布日としますが、法律施行日が 4 月 1 日でありますから、空白期間を埋めるために平成 31 年 4 月 1 日から適用させようとするものであります。ただし、第 1 号から第 5 号については、それぞれ各号に定める日からの施行となります。

続いて第 2 条から第 4 条までは、町民税に関する経過措置。第 5 条は、固定資産税に関する経過措置。第 6 条から第 8 条は、軽自動車に関する経過措置となります。

以上、長くなりましたが改正内容の説明とさせていただきます。原案にご承認を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第24号

○議長(鹿中順一君) 日程第12、議案第24号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

中橋住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(中橋正典君) ただいま上程となりました議案第24号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。説明資料により説明いたします。

資料36ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するもので、過疎地域に指定されている津別町では、製造業、農林水産物等販売業、旅館業を対象として機械や設備の新設や増設、建物やその土地など、一定の要件を満たす固定資産税について、3年分の課税免除を行うものです。

次に、改正条文の内容については、新旧対照表に記載のとおり適用期限が2年延長されることのみで、31年3月31日を令和3年3月31日とするものです。

議案書に戻っていただきたいと思います。ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するとするものであります。

以上、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものがありますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、議案第25号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第25号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明申し上げます。

説明資料によりご説明させていただきます。資料37ページ、38ページをご覧ください。条例改正の理由につきましては、地方税法施行令の一部改正が公布され、4月1日より施行されたことによるものです。

改正の内容といたしましては、保険税負担の軽減を図るため基礎課税限度額の課税

限度額 58 万円を 61 万円に 3 万円の引き上げと、国民健康保険税における低所得者に係る軽減措置の拡大として 5 割軽減及び 2 割軽減の対象となる世帯合計所得の軽減判定基準の算定において、合計所得額 33 万円に被保険者数に乗じて加算する額をそれぞれ引き上げるもので、5 割軽減では合計所得 33 万円に被保険者 1 名につき 27 万 5,000 を 28 万円に 5,000 円の引き上げ、2 割軽減では 1 人当たり 50 万円を 51 万円に、1 万円の引き上げを行うものです。

施行日といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものであります。それでは改正条文について新旧対照表でご説明をさせていただきます。第 2 条第 2 項におきましては、合算額、基礎課税額の 58 万円を 61 万円に改めるものです。

第 23 条におきましては、基礎課税額 58 万円を 61 万円に。第 2 号で国民健康保険税の減額の判定に係る合計所得 33 万円に同一世帯所属者 1 名につき加算する軽減基準額を 5 割軽減では 1 人について 27 万 5,000 円を 28 万円に、第 3 号では国民健康保険税の減額の判定に係る合計所得 33 万円に同一世帯所属者 1 人当たり加算する軽減基準額を 2 割軽減で 1 名につき 50 万円を 51 万円に改めるものです。また、これらの保険税の改正につきましては、今月 14 日に開催されました国民健康保険運営協議会にお諮りいたしまして、承認の旨答申いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

議案の条文をご覧ください。

ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものです。

附則につきましては、第 1 項施行期日として、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の津別町国民健康保険税条例（次項において「新条例」という。）の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとし、第 2 号の適用区分で新条例の規定は令和元年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

以上、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条、第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 14、議案第 26 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

仁部保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐(仁部真由美さん) ただいま上程となりました議案第 26 号 津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、内容のご説明を申し上げます。

説明資料によりご説明をさせていただきます。

資料の 39 ページをご覧ください。

このたびの条例改正の理由につきましては、平成 20 年 5 月 1 日に住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されたことにより、条ずれが生じていたことによるものです。

それでは改正内容、改正条文について新旧対照表でご説明をさせていただきます。

別表の 9 住民基本台帳等に関する手数料、(6)「住民基本台帳法第 12 条の 2」を「住

民基本台帳法第 12 条の 4」に改めるものです。

議案の条文をご覧ください。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものです。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものとするものです。

以上、津別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 27 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

千葉保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（千葉 誠君） ただいま上程となりました議案第 27 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について内容をご説明申し上げます。

説明資料によりご説明させていただきます。資料 40 ページをご覧ください。このたびの条例改正の理由につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）の交付に伴うもので、改正内容といたしましては、10 月以降の消費税率 10%引き上げにより、低所得者の保険料軽減強化が実施され、国の定める保険料基準額に対する割合の軽減に伴い、町においても同じ割合の軽減を行い保険料の改正を行うものであります。

下段、基準額に対する割合及び保険料をご覧ください。軽減を実施する段階につきましては、第 1 段階から第 3 段階、消費税 10%引き上げ時の国が示した基準額に対する割合につきましては、第 1 段階で現行の 0.45 を令和 2 年度に 0.3。第 2 段階、現行 0.75 を令和 2 年度に 0.5。第 3 段階、現行 0.75 を令和 2 年度に 0.7 となっており、津別町の基準に対する割合につきましては、国が示した割合、令和 2 年度になりますが同じ割合を予定し算定しております。平成元年度の割合につきましては、10 月以降の消費税率引き上げが半年間による財源の手当てであることを反映し、令和 2 年度の完全実施時の半分の水準となっております。令和 2 年度の保険料につきましては、令和 2 年度の政令の改正が行われた時点で改めて条例の改正を行うものといたします。

資料 41 ページをご覧ください。改正条文につきまして新旧対照表にてご説明申し上げます。第 2 条、第 6 項につきましては、第 1 段階の保険料基準額の割合の軽減に伴い、平成 30 年度から平成 32 年度、令和元年度及び令和 2 年度に改め、保険料 2 万 3,900 円を 2 万円に改めるものです。第 7 項につきましては、第 2 段階の保険料基準額の割合の軽減に伴い、第 6 項の次に新たに第 7 項を加えるものです。第 8 項につきましては、第 3 段階の保険料基準額の割合の軽減に伴い、第 7 項の次に新たに第 8 項を加えるものです。

議案書のほうに戻っていただきたいと思えます。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものであります。

附則につきましては、第 1 項施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものとし、第 2 項適用区分といたしまして改正後の第 2 条の規定は、令和元年度以降の年度分の介護保険料について適用し平成 30 年度分までの介護保険料については、なお従前の例によるものとなります。

以上、津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 27 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 28 号 契約の締結について（上里地区導水管更新工事（その 1））を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（石川勝己君） ただいま上程となりました、議案第 28 号 契約の締結につきましてご説明申し上げます。

上里地区導水管更新工事（その 1）の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称は、上里地区導水管更新工事（その 1）。工事の場所、津別町字上里。契

約の方法、指名競争入札。契約の金額 8,694 万円（うち消費税及び地方消費税額 644 万円）でございます。契約の相手先、網走郡津別町字東 2 条 23 番地、津別建設株式会社 代表取締役 中村光一と契約を結ぼうとするものでございます。

工事の内容といたしましては、資料の 42 ページをお開きいただき、上段をご覧くださいと思います。

入札につきましては、4 月 15 日に実施してございます。工期につきましては、契約の日から令和元年 9 月 30 日まで。工事の概要につきましては、管路布設工として耐震性ダクタイル鋳鉄管 200 ミリ、延長 737 メートル、橋梁添架工一式、減圧水槽設置工一式でございます。

資料 43 ページをお開きください。導水管更新事業の概要図でございますが、右下のほう、旧津別スキー場近くの上里取水場を起点といたしまして、左上のほう、上里浄水場までをおおむね 3 カ年で工事を実施していく予定であり、昨年度の工事に引き続き今回の工事は 2 年目の工事のうち（その 1）として実施するものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたのでご承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 28 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 29 号 契約の締結について（上里地区導水管更新工事（その 2））を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（石川勝己君） ただいま上程となりました議案第 29 号 契約の締結についてご説明申し上げます。

上里地区導水管更新工事（その 2）の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称は上里地区導水管更新工事（その 2）。工事の場所、津別町字上里。契約の方法、指名競争入札。契約の金額 8,488 万 8,000 円（うち消費税及び地方消費税額 628 万 8,000 円）でございます。

契約の相手先、網走郡津別町字共和 51 番地 2、株式会社清水建設 代表取締役 清水靖則と契約を結ぼうとするものでございます。

工事の内容といたしましては資料 42 ページをお開きいただき、下段をご覧くださいと思います。入札につきましては 4 月 15 日に実施してございます。工期につきましては契約の日から令和元年 9 月 30 日、工事の概要につきましては、管路布設工として、耐震性ダクタイル鋳鉄管 250 ミリ、延長 1,060 メートル、減圧水槽設置工一式でございます。

資料 43 ページをお開きください。今回の工事は 2 年目の工事のうち（その 2）として実施するものでございます。

以上、内容の説明を申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号

○議長(鹿中順一君) 日程第18、議案第30号 財産の取得について、津別中学校授業用パソコン及び周辺機器等を議題とします。

佐藤議員は除斥の対象となりますので退場を求めます。

(佐藤議員退場)

○議長(鹿中順一君) 内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長(藤原勝美君) ただいま上程となりました議案第30号 財産の取得について内容をご説明申し上げます。

本件は、津別中学校授業用パソコン及び周辺機器の購入につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回の津別中学校授業用パソコンの購入は、平成25年に購入したパソコンを更新しようとするものであります。

議案をご覧いただきたいと思います。取得する財産の名称等といたしましては、津別中学校授業用パソコン及び周辺機器です。購入内訳及び数量につきましては次のページをご覧いただきたいと思います。

購入しようとするパソコンは、教師用1台、生徒用36台となっております。また、周辺機器につきましては、レーザープリンター1台、カラープリント用インクジェットプリンター1台、無停電電源装置等を主なものとしております。また、ソフト関係につきましては、サーバーライセンスから授業支援ソフトまでを購入する予定としております。

議案に戻っていただきまして、納入場所は津別中学校となっております。契約の方法といたしましては指名競争入札であります。指名願いのあった4業者を指名し、4月15日指名競争入札を実施いたしました。取得金額は984万5,280円（うち消費税及び地方消費税額72万9,280円）でございます。取得の相手先は、網走郡津別町字本町63番地、株式会社佐藤商行 代表取締役 佐藤久哉。本件議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

佐藤議員の入場を求めます。

（佐藤議員入場）

◎議案第 31 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、議案第 31 号 財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小野敏明君） ただいま上程となりました、議案第 31 号 財産の処分について内容を説明いたします。

本件は町有林事業に係る立木を売却するもので、予定価格が 800 万円以上ですので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

今回売却した財産は、共和にあります町有林の立木で、内容は次のページに記載してありますとおりカラマツ立木 2,109.402 立方メートル、トドマツ立木 188.183 立方メートル、ストロブ立木 252.225 立方メートル、トウヒ立木 1.277 立方メートル、雑木立木 106.980 立方メートル、総計 2,658.067 立方メートルになります。

議案にお戻りください。契約の方法は指名競争入札とし、町内の林業、林産業 12 社のうち 4 社辞退、1 社欠席により 7 社で 5 月 8 日に開催。売却金額 1,134 万円丸玉木材株式会社が落札し、本案件議決後契約を結ぼうとするものであります。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 31 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 20、議案第 32 号 令和元年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

松木住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（松木幸次君） ただいま上程となりました議案第 32 号 令和元年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、公用車車庫等建設工事の追加で、工事概要につきましては車庫が 5 棟 34 台分、防災倉庫が 1 棟、木造平屋建て面積は 49.56 平方メートル、その他外構工事であります。

補正予算条文をご覧ください。第 1 条第 1 項において歳入歳出予算にそれぞれ 7,098 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を 61 億 3,498 万 9,000 円とするものであります。

第 2 項及び第 2 条につきましては後ほど説明させていただきます。事項別明細書につきましては歳出から説明をいたしますので、5 ページから 6 ページをご覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費の庁舎等建設事業、工事請負費の公用車車庫等建設工事で 7,098 万 9,000 円の増額です。

次に、歳入を説明いたしますので 3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金は、公共施設等整備基金繰入金で 808 万 9,000 円の増額です。

款 20 町債、項 1 町債、目 1 総務債は、庁舎等建設事業で 6,290 万円の増額です。車庫部分は公共施設等適正管理推進事業債で 5,870 万円、防災倉庫区分は防災対策事業債となります 420 万円となります。

補正条文のほうにお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第1表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

第2条は地方債補正で第2表のとおり庁舎建設事業について限度額を変更するものであります。

以上、内容について説明をいたしましたので、原案にご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時1分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 2 項の規定による専決処分について報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承願います。

◎報告第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 22、報告第 5 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

町長から、地方自治法第 180 条第 2 項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

これで本日の日程は全部終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 会議を閉じます。

令和元年第 4 回津別町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 0 時 2 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員